

〔改正月令博物筌 正月〕節朝節、夕節、節振舞と云、親戚宴會をなして、たがひに往來するをいふ、新春も、正月は一年の始めなるゆゑをいふ、つて、格別に節といへば正月の事とす、○下略

〔日本歲時記 正月〕荆楚歲時記に、略 中 正月は初年なるをもつて、時俗おもんじて以て節とすといへり、今の世民間にも、年始に親戚宴會するを節會といふも、かゝる縁にや、されば此月世人おほく親戚を宴會す、○註 玄かれども歲初に、男女すでに親戚の家に互に往來して會面しぬ、且此月世上饗應まげくして約期多く、閑日を得事すくなし、まばく、使を馳て晦日を問に勞し、又世人此月多は飲食に酔飽して、宴會を以て却て厭ふ事とす、まかれれば二三月天氣和暖の頃、鳥啼花開時に至て親戚を饗すべし、是人の宴饗を悅樂する時なり、古人花樹宗會の法も、二三月花開時なるべし、○中 玄かれども親戚すくなき人、或は父子兄弟、其外にも親密なるともがらは、亦情に任すべし、

〔柳營年中行事 二〕正月十八九日迄之内

一在府御三家方御年頭之爲御祝儀、老中招請在之、

若年寄、御奏者番、御留守居、大御番頭、御書院番頭、御小性組番頭、芙蓉之間御役人、遠國奉行、新御番頭、御旗奉行、百人組頭、御鍵奉行、御持頭、御留守居番、御納戸頭、

右之通相越、老中、若年寄、御奏者番、兩人ヅ、其餘ハ一役壹人宛相越、此外御賄頭、表御臺所頭、御同朋頭も罷越、衣服熨斗目半袴著用之、

〔萬天日錄〕天和二年正月九日ニ、水戸殿へ年頭之御振舞、御老中招請、同十六日ニ、甲府殿へ年始ノ振廻、御老中招請、

〔萬天日錄〕寛文十二年子仲秋記之、○中 略